

# 年末の交通安全

人生を  
狂わす

飲酒運転

県民総ぐるみ運動



令和6年交通事故防止に関するポスターコンクール  
優秀賞 栃木県立足利工業高等学校 斎藤 心優

令和7年 12月11日(木)～31日(水)

交通安全スローガン  
高めよう!とちぎの交通マナー 「マナーアップ!あなたが主役です」



- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 「ライト4(フォー)運動」「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

# 子どもと高齢者の交通事故防止

3S

運動  
の  
推進

SEE (見る) ⇒ こどもや高齢者をいち早く発見する  
SLOW(減速する) ⇒ こどもや高齢者を見たら減速する  
STOP(停止する) ⇒ 危険を感じたら、すぐに停止する



## 飲酒運転等の根絶

飲酒運転を  
絶対に しない、させない

とれますか？飲酒事故の責任が！

運転者以外（車両提供、酒類提供、同乗者）にも厳しい罰則や行政処分があります

## 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 守りましょう！自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を  
守って、安全確認

夜間は  
ライトを点灯

飲酒運転は  
禁止

ヘルメットを  
着用

### 自転車の違反に交通反則通告制度の導入!! ～道路交通法改正～

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。
- 令和8年（2026）年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。

主な違反行為	反則金
携帯電話使用等	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視、右側通行	6,000円
指定場所一時不停止、傘差し、無灯火	5,000円
並進、2人乗り	3,000円

## 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」 の推進と反射材用品等の着用促進

薄暮・夜間は、つけた光が  
あなたの命を守ります！

